

平成28年7月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

平成28年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 平成28年7月5日(水)午後2時30分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室2

議事日程

(新議員の紹介)

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議案第 7号 専決処分の承認について

(高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 8号 専決処分の承認について

(平成27年度負担金額の変更)

議案第 9号 平成27年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について

第5 副管理者の選挙

出席議員	1番	竹下 雅典	6番	本井 康介
	2番	筒井 淳三	7番	土釜 清
	3番	中尾 博憲	8番	矢野 富夫
	4番	橋本 保	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 公孝

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	北川 幸一

事務局出席者	事務局長	福本 博一
	事務補助員	濱口 恵子

奥四万十博推進協議会出席者	事務局長	門田 慶
---------------	------	------

午後 2 時 3 0 分 開議

◎議長（本井 康介 君）

どうもみなさん、こんにちは。7月に入りまして大変暑い日が続いておりますけれども。また、参議院選挙という事もあって、大変お忙しい中、査収いただきまして誠にありがとうございます。早速、7月定例会、議事の方に入っていきたいというふうに思います。

それでは、ただいまから会議を開きます。会議に先立ち、ご報告いたします。今期定例会に付議するため、議案第7号から議案第10号の4議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成28年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。日程に入ります前に、新しく、当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。

本年3月議会におきまして、楠瀬市長が管理者となられましたので、須崎市副市長が組合規約第5条の規定によりまして議員となられます、筒井淳三君をご紹介させていただきます。

◎2番（筒井 淳三 君）

はい。筒井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

（拍手）

◎議長（本井 康介 君）

ありがとうございます。それでは、日程第1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、筒井淳三君の議席を2番議席に指定いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、2番筒井淳三君、7番土釜清君を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第7号から議案第10号を一括議題といたします。提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

皆さん、こんにちは。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中をお練り合わせ、ご出席を頂き、7月定例会が開会できましたことを、厚くお礼を申し上げます。また、先

般紹介のありました、筒井議員におかれましては、ご就任、心からお喜び申し上げますとともに、市、町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導いただきますよう心からお願い申し上げます次第でございます。

さて、本定例会には、平成27年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定をはじめ、4議案を提案いたしておりますが、その趣旨説明と若干のご報告を申し上げます。

まず、高幡中学生海外研修事業について、でございます。

ふるさと市町村圏事業のひとつとして取り組んでおります中学生海外研修事業は、今年は21年目となりますが、27年度におきましても15名の研修生が昨年7月24日から8月11日まで姉妹提携をしておりますオーストラリアのウッドフォードにおいて、ホームステイをし、中学校に通学して英語の勉強をしながら現地の生活を体験いたしました。参加した研修生も、これまで330名を数え、この研修を契機に英語科のある学校に進学した生徒や、英語力を生かした職業に就かれた生徒もいると聞き、この事業の目的が着実に根付いてきているものと大変うれしく思っております。また、今月24日には、10名の研修生が、オーストラリアのウッドフォードに向け、出発することとなっております。国内の研修につきましても、残すところ壮行会の1回となりまして、それぞれの期待や不安を胸に出発を楽しみに待っている状況でございます。

次に、広域観光についてでございます。広域観光事業につきましては、今年は御存じのとおり奥四万十博覧会本番の年でございまして、4月10日のオープニングイベントを皮切りに、各市町の観光スポットや観光プログラムを見て、体験いただき、全国から訪れる皆様に、高幡地域の良さを知ってもらいながら、リピーターとなっていただくための、様々なイベントを展開しているところであります。今後におきましては、作られた観光メニューを博覧会以降につなげていき、一過性のイベントに終わらせることのないよう、高幡5市町の観光資源を、より魅力的に提供できるものにしながら、全国から来ていただくお客様が満足していただけるよう、取り組んで参りたいと思っております。

次に、須崎斎場についてでございます。昨年度の利用実績といたしましては、須崎市が298件、津野町が100件、その他が41件で、合計439件となっております。なお、管理につきましては、株式会社五輪におきまして平成23年度から5年間の指定管理をしているところでございます。

次に、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会の運営事務についてでございます。昨年度は、介護認定審査会が5,085件、障害支援区分認定等審査会が102件、合計で5,187件の2次判定を行っております。審査員の皆さまには、ご苦勞をお掛けいたしておりますが、経費も最小に抑えながら、円滑な運営に努力をしているところでございます。

次に、須崎市道の駅かわうその里すさきについてでございます。当組合は、道の駅かわうその里を運営いたします、第3セクター須崎市道の駅に出資をしております、その状況をご報告申し上げます。最近の旅行の傾向としたしましては、団体から個人に移行しているということで、東京や大阪など大都市の個人向け旅行会社へ積極的にセールスを行い、またネット系の会社ともタイアップ企画を実施しながら、集客の増加を図ってまいりました。また、日本に來られる外国人観光客が過去最高ということで、4か国語の施設パンフレットを作成し、商談会に参加するなど外国人観光客の誘致にも取り組んでおります。先程、広域観光のところでもお話ししましたが、

4月より開催されている奥四万十博覧会におきましては、高幡圏域の玄関口として、案内役として様々な情報発信をしながら、奥四万十博の成功に向けて、連携していきたいと考えております。

次に租税債権管理機構についてでございます。27年度は400名、約2億5千万円を受託いたしまして、徴収額は約1億円となりました。28年度も400名を受託しております。機構として13年目を迎えており、年々支払い能力の乏しい事案が増えつつありますが、搜索を主体としてより、精度の高い滞納整理に努めて参ります。

以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会のご審議を経まして、ご提案申し上げているものでございます。詳細につきましては、事務局の方からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（本井 康介 君）

はい。続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（福本 博一 君）

はい。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

それでは説明させていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。

まず、議案第7号専決処分の承認についてから説明をさせていただきます。議案第7号につきましては、高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をしており、2ページにありますとおり、その報告をし、承認を求めますのでございます。次の3ページですが、この専決処分を行った処分書の写しを付けております。

続く4ページの方ですが、改正の内容といたしましては、当組合の給料表は須崎市に準じて改正をしております。須崎市は平成28年3月17日に議決をされております。当組合におきましても27年度の給料や手当に影響が生じるため、須崎市と同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。給料表につきましては4ページから7ページとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に8ページの、議案第8号の専決処分の承認の説明をさせていただきます。これは平成27年度の高幡広域市町村圏事務組合の負担金の変更について専決処分をいたしましたので、この報告をし、承認を求めますのでございます。次の9ページには、専決処分書の写しを付けさせていただいております。変更の中身ですが、10ページに平成27年度一般会計関係市町村別負担金変更表が、11ページには特別会計として滞納整理事業特別会計、租税管理機構の変更表がありますが、両会計とも繰越金をつくらず、ゼロ精算をしております。

まずは10ページの一般会計から説明します。表中左上から、組合維持管理関係負担金からですが、これは議会運営と事務局の運営費に対するそれぞれの市町の負担金の精算に伴うものでございます。

次にふるさと市町村圏事業関係負担金につきましては、奥四万十博の準備に関しまして各市町より負担金をいただいたものを精算したものです。

続きまして、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会につきましても、それぞれ負担金割合に伴いまして精算をし、還付をするという形をとっております。

次に、須崎斎場関係ですが、須崎斎場は須崎市さんと津野町さんによりまして運営をされていますが、施設整備費、維持管理費ともに負担金はなく、右端の公債費につきましては、須崎斎場の施設が平成12年に建設されていまして、その施設費の償還に関するものを精算したものでございます。なお、この公債費は平成27年度で終了いたしております。

最後に、一番下の大野見青年の家の負担金につきましては、中土佐町さんの方に委託をさせていただきまして、施設整備は27年度には行わず、維持管理費のみとなっております。中土佐町さんの方で管理をしてもらった分の精算ということになります。以上です。

◎管理局长（柴野 博行 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

はい、柴野管理局长。

◎管理局长（柴野 博行 君）

続きまして、管理機構の負担金等の変更についてご説明いたします。一般会計と同様に歳出金額の確定に伴い、すでにいただいている負担金及び受託事業収入金を確定させて、ゼロ精算するものであります。11ページをご覧ください。負担金、受託事業収入金の各市町別の金額は記載の通りで、説明は省略させていただきますが、合計で当初51,400千円が、確定で44,087,885円となり、マイナス相当につきましては、各市町に還付いたしております。以上でございます。

◎事務局长（福本 博一 君）

はい。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局长。

◎事務局长（福本 博一 君）

続きまして、議案第9号決算の認定について説明をさせていただきます。資料は12ページとありますが、決算書の内容につきましては、決算書の方でご説明させていただきますので、

別冊になっております、平成27年度歳入歳出決算書の方をご覧いただきたいと思っております。資料、平成27年度歳入歳出決算書の1ページ目、平成27年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書ですが、決算額がそれぞれ、177,860,953円となっております。

続く、2ページ、3ページには、歳入の款項の区分ごとに予算現額、調定額、収入済額等を載せております。不納欠損額、収入未済額はございません。

また、4ページ、5ページにつきましては、歳出の方で、款項の区分ごとにそれぞれ計上しております。翌年度繰越額はございません。詳しい内容につきましては、事項別明細書の方で説明させていただきますので、6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入からですが、分担金及び負担金1款1項1目の所ですが、これは組合運営費負担金で、区分の1節の組合維持管理費関係から6節のふるさと市町村事業負担金まで、それぞれ精算しております。2目につきましては、介護運営費負担金としまして須崎市福祉事務所から負担金を8千円いただいております。次に、2款使用料及び手数料ですが、1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料としまして、30,200千円となっております。次に、2目の教育使用料は大野見青年の家の使用料でございまして、720,698円の収入がありました。それから、8ページ、9ページですが、3款国庫支出金がありまして、民生費国庫補助金としまして、障害程度区分認定審査の補助金として392千円となっております。それから、4款県支出金の所で、1項1目総務費県補助金につきましては、出会いのきっかけ応援事業とありますが、婚活パーティに対する高知県の補助でして250千円となっております。2目民生費県補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金としまして、県から196千円の補助となっております。続く3目は、衛生費県補助金で、昨年7月議会で補正対応しました須崎斎場におけます、災害時に電力の供給が止まった場合に火葬をするため、炉の発電のための電源を設置しまして、その補助金というふうになっております。次に、2項県委託金の所ですが、1目社会福祉費県委託金につきましては、須崎福祉保健所から委託を受け介護認定審査をしたもので16千円を収入としております。次に、10ページ、11ページです。5款1目財産運用収入としまして、1目基金運用収入につきましては、出資していただいております10億円の国債での運用収入の15,000千円と、基金としてふるさと市町村圏基金と須崎斎場調整基金がありますが、利子収入が200,282円ありまして、この合計が15,200,282円となっております。2目利子及び配当金の所ですが、これにつきましては須崎の道の駅に4,500千円の出資をしております。本年度につきましても2%の配当がありましたので90千円の収入となっております。それから3目財産貸付収入では、須崎斎場での自動販売機の協力金が、50,955円となっております。次に、6款繰入金につきましては、1目でふるさと市町村圏基金からの繰り入れをしております。こちらが10,000,000円の取り崩しとなっております。奥四万十博覧会の費用として繰り入れをしております。次に2目では須崎斎場調整基金としまして、8,506,709円の繰り入れをしております。主には非常用電源装置の工事費と、炉の修繕がその内容となっております。それから、7款諸収入1項預金利子の1目は普通預金の利子として、8,711円であります。2項1目の雑入につきましては、12ページ、13ページにありますけども、中学生海外研修事業の負担金が3,000千円、雇用保険が10,960円、高幡事務組合所有物品使用料につきましては、奥四万十博推進協議会に対しまして高幡事務組合のパソコンなどの物品を貸し出して

おりまして、その額が月額21,000円で年間が252千円となっております。また、ほんもの体験フォーラム負担金につきましては、高知県が主催としまして、3月25日から27日まで全国からお客様を招き、黒潮町で全体会を開きまして、翌日が、高幡地域では須崎プリンスホテルでの分科会を行い、その後高幡地域における観光コースを見ていただくというイベントがありました。当初はこの負担金を高幡広域市町村圏事務組合から支払っていましたが、奥四万十博覧会の広報、啓発のイベントとしてとらえることができるということで、奥四万十博推進協議会から同額50万円を雑入として計上しております。以上で、これら歳入の合計としまして177,860,953円となっております。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。14ページ、15ページをご覧ください。1款議会費につきましては、7月と3月の定例議会の運営費に関する経費でございます。支出済額は229,526円となっております。次に、2款総務費1項総務管理費1目の一般管理費につきましては、当組合の運営に関する経費でございます。主なものとしましては、高幡事務組合の局長の人件費に対する負担金、臨時職員の物件費、その他事務費ということで、10,860,081円となっております。次に、16ページ、17ページです。2目ふるさと市町村圏事業費につきましては、基金の運用益を充当して行う事業でございます。中学生海外研修事業、青少年交流事業、27年度は特に広域観光としまして奥四万十博覧会の準備事業がありまして、こちらが72,256,486円となっております。次に、18ページ、19ページで、3款民生費の1項1目介護認定総務費につきましては、介護認定審査会に関する経費でして、審査委員さんの報酬、職員の人件費、それから臨時職員の物件費、その他事務費等でございます。17,516,415円となっております。次に、20ページ、21ページが、2目障害認定総務費につきましては、障害認定審査に関する経費でございます。審査委員さんの報酬と臨時職員の物件費となっております。968,297円となっております。次に、4款衛生費につきましては、須崎斎場の運営に関する経費でございます。主な経費としましては、株式会社五輪さんの方に、平成23年度から指定管理を行っております指定管理者委託料と、それから、非常用の自家発電機を設置した費用が大きなものですが、44,354,359円となっております。次に、22ページ、23ページに移りまして、5款教育費につきましては、大野見青年の家の運営に関する経費でございます。主な経費としましては、中土佐町さんへの管理委託ということで7,206,998円となっております。次に、6款公債費につきましては、須崎斎場の建設に係る経費で、四国財務局と四国銀行から平成12年に借入れた元利償還金に要した経費24,468,791円となっております。予備費につきましては、充用はありませんでした。以上が歳出でありまして、24ページ、25ページにありますとおり歳出合計が177,860,953円となっております。次に26ページですが、実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出とも千円単位で、177,860千円で実質収支はゼロとなっております。一般会計の方は以上でございます。

◎管理局長（柴野 博行 君）
議長。

◎議長（本井 康介 君）

はい、柴野管理局長。

◎管理局長（柴野 博行 君）

続きまして、27ページ、管理機構の特別会計決算についてご説明いたします。平成27年度の決算額は歳入歳出金額ともに44,395,583円となりました。28、29ページは歳入、歳出の款、項別の予算額等を記載しておりますが、詳細は次の事項別明細書でご説明させていただきますので、合計だけ述べさせていただきます。歳入歳出とも、予算現額51,500千円に対しまして、調定額、収入済額、歳出済額ともに44,395,583円となりました。30、31ページの事項別明細書をご覧ください。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は構成市町の負担金で予算額27,530千円に対して、調定、収入済額は23,905,210円。第2款諸収入の第1項受託事業収入は佐川町、越知町、土佐市の委託料ですが、予算額23,870千円に対し20,182,675円。第2項の預金利子は1万円に対して、6,325円、諸収入はインターネットの公売手数料などで、90千円に対しまして、301,373円となりましたが、これは以前に支払っておりました、滞納者の死亡に伴います相続財産管理人の選任費用、この300千円が事務終了による精算で、裁判所から約26万円近くが還付されたことからこの金額となりました。合計では予算額51,500千円に対して、調定、収入済額とも44,395,583円となりました。

32、33ページの歳出ですが、第1款総務費は予算額51,300千円に対して支出額は44,395,583円、各節別金額は記載のとおりでございます。ほぼ例年どおりの金額内容となっております。なお、19節の負担金補助及び交付金は派遣職員の人件費となりますが、予算としては不足が生じないように、例年この程度の金額を計上いたしますが、昨年度は年齢の若い職員や独身者がいたため、例年よりは少なく、このため約560万円近くの不用額となっております。第2款予備費200千円は未執行となりました。合計で、予算額51,500千円に対して、支出済額44,395,534円となりました。34ページ実質収支に関する調書は、先程の歳入歳出金額を千円単位で記載したものでございます。なお、機構の事業実績につきましては、実績報告書の7ページに、また、提出議案の資料3、4ページには機構実績概要などを添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

◎事務局長（福本 博一 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

続きまして、35ページの財産に関する調書をご覧ください。1、公有財産の土地及び建物と出資による権利につきましては、前年から増減はございません。中身につきましては大野見青年

の家と須崎斎場です。次に、(2)の出資による権利につきましては、須崎市道の駅に1株50千円の90株で4,500千円の出資をしているものです。それから2の基金につきましては、2つの基金がありまして、1の高幡広域ふるさと市町村圏基金では、27年度中に12,028,902円の取り崩しをいたしまして、決算年度末現在高は、1,094,168,407円となっております。もう1つが2の須崎斎場調整基金で、27年度中の積立金は112,012円の積立、これは利息分ですが、決算年度末現在高としまして、70,378,743円となっております。以上が決算に関する報告です。

続きまして、議案書の14ページ、議案第10号の平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正第1号についてご説明します。こちらも別冊にて説明をいたします。議案第10号別冊をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきまして、平成28年度の高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第1号ですが、歳入歳出それぞれに9,000千円増額しまして、総額を186,285千円とするものです。こちらにつきましては、奥四万十博推進協議会へ高知県から派遣いただいております事務局長の人件費でして、これは県への負担金ですが、これまで奥四万十博推進協議会の予算で支出することとしておりました。この奥四万十博推進協議会の予算につきましては、国の地方創生交付金を財源とする各市町からの負担金で対応していますが、当初予算議決後に県から、県派遣職員の人件費に地方創生交付金を充当することができないとの指摘を受けまして、経理を明確にするためにも、高幡広域市町村圏事務組合から県へ直接支払うため、今回の補正予算の計上をしております。中身は5ページをご覧ください。

歳入として、ふるさと市町村圏基金より繰り入れで9,000千円の増額としております。

次の6ページが歳出でして、先程の歳入の額と同額の9,000千円を負担金として計上いたしております。以上でございます。

◎議長（本井 康介 君）

以上で説明は終わりました。ここで、監査の結果について、監査委員から報告を願います。

◎9番（池田 三男 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

池田三男監査委員。

◎9番（池田 三男 君）

はい、それでは監査報告を申し上げます。去る、6月9日に津野町役場におきまして、梶原町の矢野町長さんと、平成27年度に執行されました事務、事業につきまして、事務局の説明のもと、監査を行いました。その結果、平成27年度歳入歳出決算書と関係書帳簿等との照合したところ、計数に誤りなく、正確、適正に予算の執行がなされていることを認めましたので、報告を申し上げます。以上でございます。

◎議長（本井 康介 君）

それでは、これより議案第7号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。これより議案第7号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
議案第8号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。これより議案第8号の採決をします。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより議案第9号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。これより議案第9号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員です。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。これより議案第10号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、これより副管理者の選挙を行います。副管理者が任期満了となったことに伴いまして、副管理者の選挙を行うものであります。選挙の方法は、いかがいたしましょうか。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推薦することに決しました。お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。従って議長において指名することと決しました。副管理者に、中尾博憲君を指名したいと思えます。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました中尾博憲君を、副管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました中尾博憲君を副管理者の当選人に定めることに決定しました。ただいま副管理者に当選されました、中尾博憲君は議場におられます。会議規則第23条の2項の規定により、当選の告知をいたします。ここで、中尾博憲君から、副管理者当選の承諾、並びにご挨拶をお願いしたいと思います。

◎副管理者（中尾 博憲 君）

はい。それでは、早速でございますが、副管理者に指名賜りました中尾でございます。楠瀬管理者をしっかりとサポートしながら、この組合議会の責務、目的を達成されますように、全身全霊で取り組みますので、どうか皆様方、ご指導どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

（拍手）

◎議長（本井 康介 君）

以上をもちまして、本定例会に付議をされました議案は、すべて議了いたしました。管理者からごあいさつがあります。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、ご提案を申し上げます、議案につきましては、それぞれご審議を頂きまして、適切なご決定を賜りまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。日増しに暑くなってまいりました。なにとぞご自愛のうえ、ご活

躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

(拍手)

◎議長 (本井 康介 君)

どうもありがとうございました。これをもちまして、平成28年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(お疲れさまでした)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員